自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案の概要

資料４

資料１

１．改正の趣旨

　第213回通常国会において成立した、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「CCS事業法」という。）の一部の施行に伴い、自然環境保全法施行令（昭和48年政令第38号。以下「令」という。）について所要の改正を行うものである。

２．改正の概要

今般、CCS事業法に新たに規定された試掘のための掘削は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号。以下「法」という。）に基づく沖合海底自然環境保全地域において、その自然環境の保全に影響を及ぼすおそれが高い。このことから、特定行為（法第35条の４第３項）として、次の行為を同項第４号に基づき令に追加するものである。

・CCS事業法第２条第４項に規定する試掘のための海底の掘削を行うこと。

３．施行期日

　CCS事業法附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日から施行する。